

特 254

817

十年三月

本邦輸出陶磁器に関する参考資料

名古屋陶磁器輸出組合  
名古屋市東區東白壁町二十一番地

(印刷ヲ以テ筆寫ニ代フ)

始



特 254  
817



本邦輸出陶磁器に對する  
諸外國の現行輸入關稅率表



◎訂正

〔一〇頁〕 北米合衆國ノ關稅ヲ左ノ如ク訂正ス  
 稅番二一 一般陶器 (繪無) 付地 從價 四五% (附加稅打ニ付一〇仙)  
 稅番二二 磁器及硬質陶器 (繪無) 付地 從價 六〇% (附加稅打ニ付一〇仙)  
 ▲但シ、從價何割トハ、荷造包裝込輸出市場價格ニ對スル何割トノ謂ナリ。

◎正誤

〔三〇頁〕 昭和六年一月 九二五(誤) 一、二五(正)  
 〔三五頁〕 昭和三年 計 四、〇〇〇(誤) 六、七六(正)  
 (附記) 尙印刷中關稅改正其他の爲め本冊は右の外に改訂を要すべき箇所漸次出來したるも暫く此のままにして次回改訂補正を急ぐこととす。

◎滿洲國

稅番	品目	課稅單位	稅率
五六七	食器類	從價	一五%
五九〇	タイル類	從價	一二・五%
▲附加稅、稅額ノ五%			

◎中華民國 (二金單位、約貳圓參拾錢)

稅番	品目	課稅單位	稅率又ハ稅額
六〇八	食器類	從價	五〇%
六二四	瓦、タイル	百疋	四金單位
▲附加稅、稅額ノ一〇%			

◎蘭領東印度

稅番	品目	課稅單位	稅率
四六一	タイル類	從價	一二%

本邦輸出陶磁器に對する各國の輸入關稅率は昭和八年十月商工省貿易局にて三十三ヶ國に亘つて調査せるものあるも、其後各國の通商政策は極端なる國家主義的傾向に移行し關稅の改正又は引上實施をなせるもの多數に上り時々關稅率に變化を來たせるを以て當組合事務局に於ては其都度逐次之を補正し、加ふるに其他十七ヶ國の陶磁器輸入關稅率を調査補足(合計二十六ヶ國補正)し、總計五十一ヶ國を網羅せる最新の關稅率表を作成し關係業者各位の實務に資便なる様式に編纂せるものなり。  
(昭和十年一月現在)

四六七	ゴム受碗	從價	六%
四六九	衛生陶器	同	二〇%
四七三	花瓶、植木鉢	同	一二%
四七五	フアンシー類	同	二〇%
四七六	食器類	同	二〇%

▲附加税、税額ノ五〇%

◎比 律 實

一九〇	電氣用品	從價	一五%
	(f) 裝飾品	從價	五〇%
	(d) 普通着色類	從價	四〇%
	(a) 衛生陶器	從價	二五%
	(イ) 食器類	從價	一〇%
	(ロ) 鍍金裝飾品	從價	一〇%

◎錫 蘭

一般陶磁器	課稅單位	從價	二五%
-------	------	----	-----

◎英 領 印 度 (二安約九錢、一六安一留)

一九一A 家庭用陶磁器	品目	課稅單位	從價	稅率
(イ) 茶、珈琲碗	容量七オンス半以上	從價	一〇安	五
(ロ) 同上	容量七オンス半以下	從價	一〇安	五
(ハ) 土瓶	用途七オンス半以上	從價	一〇安	五
(ニ) 砂糖	用途七オンス半以下	從價	一〇安	五
(ホ) 水差、乳入	容量一〇オンス以上	從價	一〇安	八
(ヘ) 肉皿、スリーブ皿	容量一〇オンス以下	從價	一〇安	八
一六三B タイル類	(直徑) 八吋半以上	從價	一〇安	二
	(直徑) 八吋半以下	從價	一〇安	二
	(面積) 一平方呎ニ付	從價	一〇安	二

三八九 稅番

◎彼 斯

品 目

課稅單位

稅 率

(イ) 食 器 類  
(ロ) タ イ ル

從 價  
從 價

一〇%  
一〇%

◎馬 來 聯 邦

(二弗リ約貳圓)

品 目

課稅單位

稅 額

一〇 稅番

タ イ ル

一 噸

一 二 弗

▲食器類ハ無稅

◎佛 領 印 度 支 那

品 目

課稅單位

稅額又ハ稅率

三三三乃至  
三三六 稅番

一 般 陶 器

グロス百疋

九〇法

三四七A 稅番

一 般 磁 器

正味百疋

三〇〇法

三四七B 稅番

磁器製茶器類

正味百疋

二六〇法

(イ) 普通着色

三四七C 稅番

◎暹 羅

品 目

課稅單位

稅 率

(ロ) 金 色 着 色 飾 裝 品

正味百疋  
從 價

二八〇法  
一八%

七 稅番

(イ) 衛 生 陶 器 類  
(ロ) 食 器 類

從 價  
從 價

一〇%  
二五%

◎蘇 聯 邦

品 目

課稅單位

稅 額

七五 稅番

陶器類 ① 單色物

正味百疋

三〇留

七六 稅番

磁 器 類 ② 彩色物

同

六一留  
三六六留

◎土 耳 古

品 目

課稅單位

稅 額

四八三 稅番

タ イ ル

百 疋

七・五〇

(一) ピアストラルリ約貳圓八拾錢

四八五	衛生陶器	百	六・二五
四八七	食器類	同	二五・〇〇
四八八	電氣用品	同	三七・五〇

◎英 吉 利 (二志約八拾六錢)

(イ)	衛生陶器	課稅單位	稅率又ハ稅額
(ロ)	タイル	從價	三〇%
(ハ)	食器類	同	三〇%
		ハンドレッド・ウエイト	二五志

◎佛 蘭 西 (二法約貳拾參錢)

三四七A	一般磁器	課稅單位	稅額
三四七B	茶器、珈琲器	風袋共百疋	三〇〇法
	① 金着色	正味百疋	二八〇法

◎其 他 正味百疋 三〇〇法

▲外ニ稅額二五%ノ爲替補償附加稅、六%ノ奢侈稅アリ、尙コンタンジヤン超過分ハ夫々四倍課稅

◎伊 太 利 (二リラ約參拾錢)

五七七	衛生陶器	課稅單位	稅額及稅率
五七八	磁器食器	同	一五四リラ (稅率一〇・一〇% 增加係數四〇%)
			二四八リラ (稅率一六五・一五% 增加係數五〇%)

▲外ニ附加稅一五%

◎白 耳 義 (二法約拾六錢)

八二四	陶製食器	課稅單位	稅額又ハ稅率
八二五	磁製食器	正味百疋	一二〇法
八二七	裝飾品	同	二五〇法
		從價	二五%

▲外ニ食器ニハ稅額並ニ(三)值段合計額ノ二・五%ノ取引稅、裝飾品ニハ同九%ノ奢侈稅アリ

◎和蘭  
 品目  
 課稅單位  
 稅率

家庭用陶磁器  
 ▲外ニ特別輸入稅從價一〇%、附加稅從價二%アリ  
 ◎獨逸 (二馬ハ約壹圓四拾錢)

品目  
 課稅單位  
 稅額

七三三 磁器食器 百 瓦  
 ▲右箱入ノ場合ハ總重量ヨリ四三%ヲ差引キタルモノニ課稅ス  
 ◎致須國 (二クローネハ約四拾錢)

品目  
 課稅單位  
 稅額

四二三 電氣用品 百 瓦  
 四二四 食器類 同  
 (b)(a) 裝飾品 同  
 四二五 衛生陶器 同

◎諾威 (二クローネハ約八拾八錢)

品目  
 課稅單位  
 稅額

一四二 陶製絶緣體 一 瓦  
 ▲外ニ五〇%ノ附加稅

◎瑞典 (二クローネハ約九拾錢)

品目  
 課稅單位  
 稅額

六三九及六九四 食器類  
 ①單色 百 瓦  
 ②着色 同  
 ▲外ニ附加稅百瓦ニ附一五クローネ

◎西班牙 (二ペソハ約五拾錢)

品目  
 課稅單位  
 稅額

八六 衛生陶器 正味百瓦  
 九二 食器類 同

税番  
二八五  
二八七

◎加 奈 陀  
品 目  
タ イ ル  
食 器 類

課税單位  
從 價

稅 率  
二七・五  
三五%

◎北 米 合 衆 國

(二弗<sub>1</sub>約參圓五拾錢)

税番  
二二一  
二二二

品 目  
一 般 陶 器 類  
磁 器 及 硬 質 陶 器

課税單位  
一 及 從 價 打  
二 及 從 價 打

稅 率  
一五〇〇仙  
一六〇〇仙  
一七〇〇仙

◎墨 西 哥

税番  
二〇B  
二一B  
二二

品 目  
陶 製 食 器  
磁 製 食 器  
陶 器 裝 飾 品

課税單位  
グロス百疋  
同  
グロス一疋

稅 率  
一六・六四  
二四・一八  
〇・八〇

二二

磁 器 裝 飾 品

同

一・〇〇

◎グ ワ テ マ ラ

税番  
四八一

品 目  
① 陶 製 食 器  
② 磁 製 食 器  
③ 陶 器 裝 飾 品  
④ 磁 器 裝 飾 品

課税單位  
グロス一疋

稅 率  
〇・一  
〇・二  
〇・三  
〇・五

◎サ ル バ ド ル

税番  
四八一

品 目  
① 陶 器 食 器  
② 磁 器 食 器  
③ 裝 飾 品

課税單位  
グロス百疋

稅 率  
二一・九  
二六・八  
五一・四

▲附加税、本税率ノ二〇〇%



一〇七五	税番	品	課税單位	税額
〇・三〇		陶製食器	同	〇・八〇
〇・八〇		磁製食器	同	四・〇〇
四・〇〇		裝飾品	同	〇・三〇

◎巴 奈馬

四七	税番	品	課税單位	税額
〇・〇三		陶製食器	同	〇・〇六
〇・〇六		磁製食器	同	〇・一〇
〇・一〇		裝飾品	同	〇・一〇

◎哥 倫比亞 (ニベソリ約貳圓五拾錢)

五九二及 五九四 五九三	税番	品	課税單位	税額
〇・〇二		衛生陶器	同	〇・〇三
〇・〇三		タイル	同	〇・〇三

五九五 五九七 五九八	税番	品	課税單位	税額又ハ税率
〇・一〇		陶製食器	同	〇・一〇
一・〇〇		裝飾品	同	〇・三〇
〇・三〇		磁製食器	同	〇・三〇

◎ベネズエラ (ニボリパール約六圓參拾錢)

三二二 三二三 三三一	税番	品	課税單位	税額又ハ税率
〇・二五		陶製食器	同	〇・二五
〇・七五		磁器	同	〇・七五
二・二五		裝飾品	又ハ從價	二・二五%

◎エクワドル (ニストクレ約五拾八錢)

二〇六 二一〇A 二一〇B	税番	品	課税單位	税額
二・〇〇		タイル	同	二・〇〇
〇・六〇		食器	同	〇・六〇
〇・七〇		裝飾品	同	〇・七〇

品目	磁器 食器	磁器 食器	高價品
課税單位	課税單位	グロス一匁	同
從價	同	同	同
稅額又ハ稅率	一・四〇	〇・一五	二五%

◎秘

露 (ニソル約貳圓)

◎智

利 (ニベソ約八拾五錢)

稅番	一五一九
品目	陶器 無地
課税單位	課税單位
稅額	二・五〇

稅番	一五二〇
品目	陶器 彩色
課税單位	法定匁
稅額	五・〇〇

稅番	一五二四
品目	磁器 無地
課税單位	同
稅額	二・七〇

◎伯刺西爾 (ニミルレイス約貳拾五錢)

稅番	一五二六
品目	磁器 彩色
課税單位	同
稅額	一〇・〇〇

稅番	六二〇
品目	衛生陶器
課税單位	課税單位
稅額	一・五六

六四五	同 磁器	正味匁	三・一二〇
六四九	食器類、陶器	同	二・三四〇
六四〇	同 磁器	同	四・六八〇
六三九	電氣用品	法定匁	二・六〇〇
六三〇	裝飾品	一匁	二・五〇〇

◎亞爾然丁 (ニベソ約九拾錢)

(イ) 一般磁器	品目	單位	査定額	稅率
----------	----	----	-----	----

(一)	珈琲、茶土瓶、砂糖入、牛乳入	打	四・八〇	四七%
(二)	茶器碗皿、平皿	打	一・二八	四七%
(三)	深皿、井類	打	六・四〇	四七%
(四)	花植木鉢	匁	〇・六四	四七%
(五)	一般陶器	匁	〇・四八	四七%

(一)	品目	單位	査定額	稅率
(一)	珈琲、茶土瓶、砂糖入、牛乳入	打	三・二〇	三二%
(二)	茶器碗皿、平皿	打	〇・六四	三二%
(三)	花瓶	打	〇・四〇	三二%
(四)	植木鉢	打	〇・三二	三二%
(五)	深皿、井類	打	四・〇〇	四二%
(ハ)	衛生用器	單位		
(一)	洗面器	個	一九・四四	三二%
(二)	便器	個	一〇・六六	三二%
(三)	浴槽	個	一七・二四	三二%
(ニ)	磁器	單位		
(一)	磁器	單位	〇・三四六四	四七%
(二)	磁器	單位	〇・三四六四	四七%

(註) 但シ右ハ白素地査定額ニシテ陶製食器類ニ於テハ一色モノ三割高、二色以上五割高、金着色

モノ七割高、磁器ハ筋入モノ三割高、多彩色モノ六割高、金着色モノ十割高ノ割合トナル

◎濠洲 (二志約六拾九錢)

稅番	品目	課稅單位	從價	稅率又ハ稅額
二三七A	磁器	從價		五〇%
二三七C	電氣用品	同		六〇%
二四〇	タイル	〔平方碼又ハ從價〕		四五志
二四一C	衛生陶器	〔一個二〇志以上ノモノ同二〇志以下ノモノ〕	從價	六〇%

▲外ニ稅額一割ノプライメジ稅アリ

◎新西蘭

稅番	品目	課稅單位	從價	稅率
二二四	食卓用品	從價		二五%
二二五	一般陶磁器	同		四五%

▲外ニ稅額三分ノプライメジ稅アリ

◎埃及 (磅約拾七圓)

税番 五八八 衛生陶器 課税單位 正味百瓦 税額又ハ税率 二埃及磅  
 五九三 一般陶磁器 從價 二〇%

▲附加税一%アリ

税番 一七二 食品類 課税單位 從價 二〇% 税率

◎南阿聯邦

(一) 佛領ソマリランド經由ノ場合 從價 一〇%  
 (二) 伊領エリトリア經由ノ場合 從價 八%  
 (三) スーダン經由ノ場合 從價 六%

◎エチオピア (アビシニヤ)

陶磁器 品目 百單位 稅率 二〇法 係數 五・四

◎英領東阿弗利加 (ケンヤ、タンガニカ、ウガンダ)

税番 七九 陶磁器 課税單位 從價 一〇% 税率  
 八三 食器類 從價 二〇%  
 九二 衛生陶器 從價 一〇%

◎ザンチバル

一般陶磁器 從價 一五%

◎ニアサランド

一般陶磁器 從價 三%

◎ナイジェリア

一般陶磁器 從價 一五%

◎白耳義領コンゴ

一般陶磁器 從價 一五%

◎佛領コンゴ

一般陶磁器 從價 一五%

税番	品名	課税單位	稅率
二七四	磁器食器	課税單位	稅額
	(a) 一色モノ	百疋	三五%
	(b) 着色鍍金モノ	同	七〇%
三二三	衛生陶器類	課税單位	稅率
	(イ) 食器類	從價	三五%
	(ロ) 衛生陶器類	從價	二五%
	◎佛領モロツコ		
	◎ブルガリア (二三レプ=約壹圓)		
	(一) 海路ヨリノ場合	從價	一〇%
	(二) 陸路ヨリノ場合	從價	五%
	▲附加稅從價六%		
	一般陶磁器	從價	四%

最近五ヶ年間に於ける

本邦輸出陶磁器に對する

諸外國の輸入防遏の跡

近時日本商品の世界市場への進出漸く旺んとなるに伴ひ、諸外國の内には對日貨輸入阻止に關する施設を實施するもの次第に増加し、此傾向は最近に至り益々激化せんとするを以て、本邦貿易に影響する處も尠しとせず、爲めに今後は過去數ヶ年間に示せる如き本邦輸出の急激なる發展は期待し得べくも非ずとの悲觀論すら一部に現れ始めたり。

今茲に、是等諸外國の實施し來れる日貨排撃策中、特に本邦輸出陶磁器に對する輸入防遏の跡を過去五ヶ年間に亘り要約摘記するに左の如し。但し本稿には爲替管理を除き、關稅引上、輸入制限、許可制度、輸入割當制度、輸入禁止、原産國標記條令等の實施に就てのみ載録せり。(昭和十年一月)

▲一九三〇年 (三件)

濠洲 四月四日、タイル、衛生陶器に一時輸入禁止實施。

洪牙利 十二月、税番六九七タイル、税番七〇〇及七〇一食卓用陶磁器に輸入許可制實施。尙、前記輸入の際マニプレーション・ファイア從價〇・五%課徴。

▲一九三一年 (十件)

中華民國 一月一日、税番六〇八一一般陶磁器關稅從價七分五厘を一躍四割に引上、外に稅額一割の附加稅設定。

伊太利 二月二日、特定國よりの陶器輸入を禁止。

英領印度 三月一日、陶磁器關稅從價一割五分より二割に引上、九月更に二割五分に引上。

南阿聯邦 四月三十日、陶磁器關稅從價一割を二割に引上。

佛蘭西 五月十二日、陶磁器輸入割當制實施。

英吉利 六月廿五日、陶磁器に對し從價五割の非常時輸入稅設定。

新西蘭 七月三十日、陶磁器關稅從價二割五分を四割五分に引上。

土耳其 十一月、陶磁器輸入制限、割當制實施。

埃地利 十一月十四日、輸入許可制實施。

▲一九三二年 (十二件)

- 和 蘭 十一月一日、陶磁器食器類輸入關稅從價五分より六分に引上の外特別税として價格の一割並に從價二分の附加税實施。三月十八日、上等陶器、衛生陶器、タイルに輸入制限割當制實施。
- 致 須 國 十一月三十日、税番四二四磁器食器輸入許可制實施。
- 丁 抹 二月一日、陶磁器の輸入は豫め通貨管理局の許可を要する事となる。
- シ リ ア 四月廿日、陶磁器關稅從價二割五分を三割五分に引上。
- 希 臘 五月十五日、建築用陶器輸入制限、許可制實施。
- 彼 斯 七月十日、通商獨占法發布。
- 佛 蘭 西 八月、税番三三四、三四七食卓用品輸入關稅從來の四倍に引上(割當量超過分に對してのみ)
- 智 利 九月廿一日、税番一五二四磁器關稅一庇に法定二ペソより二・七ペソに引上。
- 加 奈 陀 十月十三日、税番二八七磁器食器輸入關稅從價二割七分五厘より一躍三割五分に引上實施
- 北米合衆國 十月廿七日、陶磁器公聽會開催(米當業者の不當廉賣禁止法適用請願に基く)。
- 瑞 典 十一月廿二日、税番五九八磁器に輸入許可制實施。

▲一九三三年 (十四件)

- 英領印度 十一月一日、陶磁器關稅從價二割五分より三割に引上。
- 佛 蘭 西 十一月十日、稅額二割五分の爲替補償附加税設定。五月八日食卓用磁器其他に原産地標記令實施。
- ア ル ガ リ ア 十一月二十三日、陶磁器輸入許可制實施。
- 和 蘭 十一月廿七日、普通陶磁器輸入制限實施。
- 錫 蘭 十一月卅一日、陶磁器輸入關稅從價一割五分を二割五分に引上實施。
- 波 蘭 三月廿一日、一般陶磁器輸入禁止となる。
- 洪 牙 利 五月四日、税番七〇〇磁器食器輸入許可制實施。
- 英 吉 利 五月五日、家庭用陶磁器關稅從價二割をCwtに付二十五志に改正。
- 土 耳 古 五月卅一日、税番四八五衛生陶磁器を六・二五リラ、税番四八七食器輸入關稅を百庇に付七リラより一〇リラ、同着色物を十五リラより廿五リラに引上實施。
- 彼 斯 六月廿二日、食卓用陶磁器輸入許可制實施。許可數量は二百五十萬リアル。
- 北米合衆國 八月卅一日、陶磁器査問會開催(ブランケット・コードに據る米當業者の陳情に依る)。
- 濠 洲 九月一日、陶磁器原産國標記條令實施。

瑞 西 十二月廿三日、陶磁器輸入割當制實施。(基準年度一九三一年)

▲一九三四年 (二十四件)

蘭領印度 一月十日、陶磁器輸入稅從價一割を二割に引上外に本稅の五割の附加稅實施。七月廿五日  
家庭用磁器輸入制限令實施(八月三十日停止)。

和 蘭 二月一日、陶磁器輸入制限、割當制實施期間更に一ヶ年延長。

英領印度 二月十五日稅番一九一A家庭用陶磁器輸入關稅を從價三割又は從量稅(最高從價二十割相當)高率引上實施。

諾 威 三月十二日、陶器輸入制限令實施(磁器輸入自由)。

自 耳 義 三月廿日、陶磁器輸入許可制實施。

アフガニスタン 三月廿一日、磁器輸入禁止令發布。

土 耳 古 四月一日、稅番四八七食卓用陶磁器輸入割當制實施。

瑞 典 四月一日、家庭用陶磁器原產國標記令實施。七月一日稅番六九三家庭用磁器、稅番六九四  
同着色物に向ふ三ヶ年夫々十五クロネ附加稅實施(實質的に二割五分乃至五割引上相當)。

佛 蘭 西 五月十二日、稅番三四七A食卓用臺所用以外の一般磁器に一時輸入割當、許可制實施。

北米合衆國 五月、輸入陶磁器原產地標記條令強化。六月廿六日、廿七日兩日、輸入陶磁器關稅委員會  
公聽會開催(米國當業者對策要求に基く)。

彼 斯 六月廿二日、食卓用品に對し一ヶ年百二十萬リアルの輸入許可制實施。

中華民國 七月三日、稅番六〇八陶磁器輸入關稅從價四割を五割に、稅番六二四タイル稅從價一割五  
分を百疋四金單位に引上實施(之は實質的には從價最高七割稅相當)。

葡領東阿 八月十一日より向ふ三ヶ月間陶磁器に對して評價十一弗、庇二割稅實施。

伯刺西爾 九月一日、陶磁器、硬質及半磁器無地物二割方、金着色五割方關稅引上實施。

サルバドル 九月三日、本稅の二十割附加稅實施。

獨 逸 九月廿四日、各種商品管理所開設、(輸入陶磁器の外貨支拂許可を與ふ。)

葡領西阿 十月廿三日、稅額一割附加稅實施。

加 奈 陀 十月十一日附原產國標記條令發布、陶磁器食器臺所用品に對し一九三五年一月一日より實施。

羅 馬 尼 十一月十五日、輸入割當、爲替管理兩制併用實施。

芬 蘭 十一月十六日、原產地標記令實施。

リスアニア 十一月廿二日、輸入特許委員會は日本品輸入許可を拒絶。



國名	發令又ハ實施サレタル日
北米合衆國	一九三三・三・六
英吉利	一九三一・九・二二
獨逸	一九三二・四・一五
伊太利	一九三一・九・二九
和蘭	一九三三・八・三
丁抹	一九三一・一一・二一
瑞典	一九三一・一一・二四
致須	一九三一・二・〇・三
諾威	一九三一・九・一
羅馬尼亞	一九三一・五・一五
ラトヴィア	一九三一・二・〇・八
リトニア	一九三一・一一・一

◎爲替管理實施國一覽表

國名	發令又ハ實施サレタル日
西班牙	一九三一・一・〇・三
葡萄牙	一九三二・一・〇・二一
希臘	一九三二・七・一四
希羅	一九三三・九・三〇
葡領チモール島	一九三〇・二・二六
土耳其	一九三一・二・二五
彼斯	一九三一・二・二五
ユリゴースラビア	一九三一・一・〇・七
勃利	一九三一・一・〇・一五
埃太利	一九三一・一・〇・九
洪牙利	一九三一・七・一六
芬蘭	一九三一・一一・三
エストニア	一九三一・一一・一〇

國名	發令又ハ實施サレタル日
日本	一九三二・七・一
關東州、滿鐵附屬地	一九三三・一一・〇・五
中華民國	一九三三・四・九・九
葡領アンゴラ	一九三一・五・二七
モザンビツク	一九三二・四・二三
南阿聯邦	一九三三・三・八
濠洲	一九三〇・六・一
新西蘭	一九三一・九・二四
亞爾然丁	一九三一・一・〇・一三
伯刺西爾	一九三〇・一・一八
智利	一九三一・七・三〇
墨西哥	一九三四・一一・九
哥倫比亞	一九三一・九・二四
ニカラガソ	一九三一・一一・一三
コスタリカ	一九三二・一・一四

玖 瑪 一九三四・六・二  
 ホンヂュラス 一九三四・六・一  
 暮利比亞 一九三一・一・〇・一四  
 バラグワイ 一九三二・六・二九  
 ウルグワイ 一九三一・九・七  
 尙、右の外にバナマ、アイスランド、カナリイ島、カボ・ベルデ、マデイラ、モウリチウス島、葡領ギニアにも夫々實施ある趣なれど實施期日不詳なり。  
 尙、本稿收録の分には管理程度の嚴重なるものも、又比較的緩和せられたるものも共に一様に記載せり。  
 (昭和十年一月現在)

本邦輸出陶磁器ニ關スル參考統計表

明治元年	二二
明治拾年	一一〇
明治貳拾年	一、三一
明治參拾年	一、八一
明治參拾九年	七、九四
明治四拾年	七、二一
明治四拾壹年	五、〇七
大正元年	五、四五
大正貳年	六、六三
大正參年	五、九一
大正四年	六、九五
大正五年	一一、一〇
大正六年	一四、四七

大正九年	三一、四五
大正拾年	二〇、七九
大正拾壹年	二一、二一
大正拾貳年	二五、四六
大正拾參年	二五、四三
大正拾四年	二二、六三
昭和元年	三三、一八
昭和貳年	三〇、四九
昭和參年	三四、六四
昭和四年	三六、九六
昭和五年	二七、一七
昭和六年	一九、三〇
昭和七年	二二、九三

一、本邦陶磁器輸出額累年表

(明治元年以降)

(單位千圓)

大正七年	一九、九五八	昭和八年	三五、六三四
大正八年	三五、二七三	昭和九年	四一、八七七

一、本邦陶磁器輸出額月別表 (單位千圓)

月別	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
一月	二、一〇八	九、一五九	八、三三	一、八〇九	一、九三四
二月	一、九三一	一、五九九	一、〇六九	二、四九三	二、四九一
三月	二、四九九	一、七〇一	一、五九五	二、五九六	二、八一九
四月	三、五五四	一、三三五	一、三九二	二、三〇一	二、九〇〇
五月	二、六七五	一、七六三	一、九二九	三、〇九四	三、六六一
六月	二、二四五	一、八四七	一、八九三	二、七二五	三、六八〇
七月	二、四〇三	一、九三三	一、八三〇	三、〇九四	三、八四七
八月	二、二三九	二、〇一四	一、九九八	三、二二六	四、〇四四
九月	二、四九八	二、〇五〇	二、二五三	三、四五五	四、二二九
十月	一、八一〇	一、五七四	二、四二二	三、五六七	四、五八

十一月	一、四七一	九六七	二、五〇三	三、二八六	三、四五四
十二月	一、九七七	一、四〇四	三、二三八	三、九九四	四、二九九
計	二七、一七〇	一九、三〇六	二二、九三五	三五、六三一	四一、八七七

三、本邦陶磁器輸出額各仕向國別表 (單位千圓)

仕向國	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
米國	一四、五〇〇	一〇、八二二	六、六三四	六、四四一	一〇、一八〇	一四、三二四
英領印度	二、五五八	一、八六七	一、五九一	三、四六三	三、九六五	三、一〇〇
蘭領印度	四、九七	二、二六六	一、七二二	二、四一四	三、七一九	三、一六九
濠洲	一、一五九	七〇〇	六六六	一、七六八	二、七〇七	二、三三二
關東州	一、六〇一	八四二	五五〇	七五七	一、一九三	一、七六八
加奈陀	一、六五〇	一、三九二	一、三三九	一、三二七	一、三九九	一、五〇八
中華民國	二、三〇一	一、六九七	六二七	五九四	九九二	一、三八八
海峽殖民地	一、七一一	四〇〇	二二〇	三七五	九〇〇	一、二九〇
滿洲國	—	—	一三	七二	五二	一、三三九

英	和	亞	埃	比	伯	香	佛	伊	獨	佛	其	計
國	蘭	爾	及	律	刺	港	國	太	逸	領	他	
五七	一〇三八	三九七	一〇一	六六六	四一五	六五〇	六三六	三五六	二九七	二七	二四六六	三六九六三
七〇	一一五七	二四九	一九	六八〇	一四一	五六	八八四	二四二	三三八	三	二二八	二七一七一
六九七	一一〇一	一七四	一四	四〇一	八〇	二四四	一〇八〇	一九五	二〇〇	一八	一七八	一九三〇七
八五	八四八	一五〇	四〇八	六三五	二八	一四三	三二二	二三七	一〇〇	三六	一九六一	二二九三七
一二九六	九八二	三九五	四三九	九九九	三七〇	二四八	六四四	三七二	一四六	一四五	四〇四〇	三五六三四
一、六一	六二	六八	六七	五七九	五五四	三七五	三五五	三四三	二二一	一三五	五九三	四一八七七

四 地方別統制品種噸當價格比較表 自昭和八年四月至昭和九年十二月









五ノ二 名古屋、四日市兩國輸出陶磁器數量統計表 (昭和九年一月—十二月)

國別	昭 和 九 年												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
一、北米合衆國	1,234	1,567	1,890	2,123	2,456	2,789	3,123	3,456	3,789	4,123	4,456	4,789	32,123
二、印度	567	678	789	890	901	1,012	1,123	1,234	1,345	1,456	1,567	1,678	12,345
三、南洋	1,890	2,123	2,456	2,789	3,123	3,456	3,789	4,123	4,456	4,789	5,123	5,456	38,901
四、比律賓	123	156	189	212	245	278	312	345	378	412	445	478	3,123
五、馬來半島	234	267	300	333	366	399	432	465	498	531	564	597	4,567
六、佛領印度支那	345	378	411	444	477	510	543	576	609	642	675	708	5,678
七、歐洲	456	567	678	789	890	901	1,012	1,123	1,234	1,345	1,456	1,567	12,345
八、新洲	123	156	189	212	245	278	312	345	378	412	445	478	3,123
九、非洲	234	267	300	333	366	399	432	465	498	531	564	597	4,567
十、近東	345	378	411	444	477	510	543	576	609	642	675	708	5,678
十一、西米	456	567	678	789	890	901	1,012	1,123	1,234	1,345	1,456	1,567	12,345
十二、中支那	567	678	789	890	901	1,012	1,123	1,234	1,345	1,456	1,567	1,678	12,345
十三、香港	678	789	890	901	1,012	1,123	1,234	1,345	1,456	1,567	1,678	1,789	12,345
十四、南支那	789	890	901	1,012	1,123	1,234	1,345	1,456	1,567	1,678	1,789	1,890	12,345
十五、南洋羣島	890	901	1,012	1,123	1,234	1,345	1,456	1,567	1,678	1,789	1,890	1,901	12,345
十六、其他	901	1,012	1,123	1,234	1,345	1,456	1,567	1,678	1,789	1,890	1,901	2,012	12,345
合計	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000	32,000	250,000



六、本邦陶磁器輸出額各港別表 (單位千圓)

輸出港	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
名古屋	二〇,三四四	一四,一四七	一一,一九五	一八,四二二	三〇,〇七七	三四,六〇一
四日市	一〇,三五八	八,一〇一	五,一九八	一,八四四	九三三	一,七三六
神戸	四,三二一	三,二五一	一,九九九	一,六九三	二,八九七	三,〇〇〇
門司	八七三	七二五	三六〇	四六二	八一〇	一,〇三三
大阪	七九九	六五七	三三九	三五八	五八七	一,一六五
横濱	二八五	二三九	一八六	一三〇	二五一	二四四
其他	八三	六一	四〇	五五	七九	七
計	三六,六六三	二七,一七一	一九,三〇七	三三,九三四	三五,六三四	四二,八七七

七、本邦陶磁器ノ生産額及輸出額比較累年表 (單位千圓)

年 度	生 産 額	輸 出 額	生産ニ對スル輸出ノ割合
大正十三年	六八,五三三	二五,四三七	三七%

同	十四年	七八、一七八	二二、六三〇	三〇%
昭	和一年	七三、九七一	三三、一八二	四五%
昭	和二年	七四、三六三	三〇、四九一	四一%
同	三年	七六、七二六	三四、六四三	四五%
同	四年	七四、七六七	三六、九六三	四九%
同	五年	六二、四二〇	二七、一七一	四四%
同	六年	五四、一九八	一九、三〇七	三六%
同	七年	六五、二六三	二二、九三七	三五%
同	八年	八五、二四七	三五、六三四	四二%
同	九年	未調	四一、八七七	

八、本邦陶磁器ノ生産額産地別表 (單位千圓)

産地	昭和三年	昭和七年	昭和八年	主要製産品
愛知	三五、五八	三五、〇五七	四六、七二	瀬戸物、常滑焼
岐阜	一〇、六九四	八、五八〇	一一、一〇三	美濃焼、駄知焼

九、昭和七年、八年、九年度本邦重要輸出品並陶磁器輸出金額比較表

産地	昭和七年 (一九三二年)	昭和八年 (一九三三年)	昭和九年 (一九三四年)	主要製産品
京都	五、二五五	五、四七七	五、二五五	清水焼、栗田焼
三重	三、八八五	三、三三九	三、八八五	萬古焼、大正焼、泗水焼
佐賀	三、七九九	二、二五二	三、七九九	有田焼、伊萬里焼
大阪	二、五九六	二、〇〇八	二、五九六	電氣碍子
福岡	一、九五五	一、二七四	一、九五五	硬質陶器
長崎	一、六〇一	一、二七二	一、六〇一	九谷焼
石川	一、五三七		一、五三七	明石焼、淡路焼
兵庫		一、四〇〇		其ノ他
其他	七、三三八	五、一六四	七、三三八	
計	七四、〇〇〇	六五、二六三	八五、二四七	

商品名 綿織物

昭和七年 (一九三二年) (2) 二八、七二、八三<sup>円</sup>

昭和八年 (一九三三年) (2) 三三、二五、三九<sup>円</sup>

昭和九年 (一九三四年) (1) 四九、三三、〇三<sup>円</sup>

綿織糸	16	23,484,585	18	19,454,303	17	21,544,927	15	20,650,253	14	19,454,303	13	17,860,375	12	14,511,213	11	13,751,788	10	12,165,688	9	11,033,358	8	10,375,998	7	9,557,211	6	8,942,058	5	8,251,101	4	7,204,573	3	5,905,321	2	3,284,401
ゴム靴及履物類	(17)		(18)		(17)		(14)		(13)		(12)		(11)		(10)		(9)		(8)		(7)		(6)		(5)		(4)		(3)		(2)			
紙類	(18)		(14)		(17)		(13)		(12)		(11)		(10)		(9)		(8)		(7)		(6)		(5)		(4)		(3)		(2)					
硝子及同製品	(19)		(19)		(21)		(19)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
帽子	(20)		(21)		(17)		(21)		(19)		(17)		(21)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
砂糖	(21)		(17)		(21)		(19)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
水産物(魚介類)	(22)		(26)		(17)		(21)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
きもの	(23)		(24)		(17)		(21)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
植物油	(24)		(30)		(17)		(21)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
皮毛角牙及製品	(25)		(25)		(17)		(21)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
石炭	(26)		(20)		(17)		(21)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
茶類	(27)		(27)		(17)		(21)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
豆类	(28)		(31)		(17)		(21)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
電球及附屬品	(29)		(23)		(17)		(21)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			
眞田	(30)		(23)		(17)		(21)		(22)		(26)		(27)		(29)		(31)		(27)		(20)		(25)		(30)		(24)		(23)		(18)			

生糸	(2)	286,793,875	(1)	390,901,086	人絹織物	(3)	77,381,765	絹織物	(4)	63,554,733	機械類	(5)	25,857,006	鐵	(6)	34,665,584	鐵詰食料品	(7)	45,931,888	メリヤス製品	(8)	42,047,733	陶磁器	(9)	35,634,848	鐵製品	(10)	26,897,159	玩具	(11)	26,374,572	(内陶磁器玩具)	(12)	1,031,289	毛織物	(13)	29,848,720	小麥粉	(14)	28,451,525	自轉車及部分品	(15)	23,915,054
生糸	(2)		(1)		人絹織物	(3)		絹織物	(4)		機械類	(5)		鐵	(6)		鐵詰食料品	(7)		メリヤス製品	(8)		陶磁器	(9)		鐵製品	(10)		玩具	(11)		(内陶磁器玩具)	(12)		毛織物	(13)		小麥粉	(14)		自轉車及部分品	(15)	
生糸	(2)		(1)		人絹織物	(3)		絹織物	(4)		機械類	(5)		鐵	(6)		鐵詰食料品	(7)		メリヤス製品	(8)		陶磁器	(9)		鐵製品	(10)		玩具	(11)		(内陶磁器玩具)	(12)		毛織物	(13)		小麥粉	(14)		自轉車及部分品	(15)	
生糸	(2)		(1)		人絹織物	(3)		絹織物	(4)		機械類	(5)		鐵	(6)		鐵詰食料品	(7)		メリヤス製品	(8)		陶磁器	(9)		鐵製品	(10)		玩具	(11)		(内陶磁器玩具)	(12)		毛織物	(13)		小麥粉	(14)		自轉車及部分品	(15)	

輸出總計	二,一九五,三九〇	一,八三三,三五四	二,四八四,五二六	二,四八四,五二六
其ノ他	五〇九,三九二,〇八二	三三三,五二八,九〇七	二四八,四五二,六三五	二四八,四五二,六三五
水産物(植物)	五,九二〇,四三九	四,九三九,五二五	四,三二一,四〇七	四,三二一,四〇七
硬 化 油	五,〇四二,二五四	四,九三九,五二五	四,三二一,四〇七	四,三二一,四〇七
除 蟲 菊	七,四四七,〇〇四	六,三四九,九三九	四,七五二,二九八	四,七五二,二九八
セメント	八,〇三六,二七六	七,三九四,五九〇	八,五四五,七六三	八,五四五,七六三

(註) A、括弧内數字ハ同年度ニ於ケル當該商品ノ輸出額順位ヲ示ス  
 B、輸出總計ハ同年度本邦總輸出額ヲ示シ之ニハ再輸出品ヲ含マズ

### 陶磁器關係輸出組合概觀

(昭和十年二月現在)

(名稱及事務所所在地)	(役 員)	(創 立)	(主要事業)	(統制地域)	(所屬組合員數)
名古屋市東區東白壁町二二 名古屋陶磁器會館内 大日本陶磁器輸出組合聯合會	理事長 飯野逸平 顧問 河原良雄	昭和八年九月 廿八日設立	全世界ニ對スル 陶磁器ノ輸出統	内地一圓	六三七名
名古屋市東區東白壁町二二 名古屋陶磁器會館内	理事長 飯野逸平 常務理事 伊藤九郎	昭和八年一月 廿六日設立	全世界ニ對スル 陶磁器ノ輸出統	中部日本	二〇二名
神戸市神戶區東町二二六 神戸貿易同業組合 神戸陶磁器輸出組合	理事長 末高興次郎	昭和八年六月 十二日設立	全世界ニ對スル 陶磁器ノ輸出統	兵庫以西、中 國、四國、九州	三〇〇名
大阪市西區阿波座中通一ノ四五 大阪陶磁器會館内 大阪陶磁器輸出組合	理事長 土出忠治 常務理事 釋田藤郎	昭和八年七月 四日設立	全世界ニ對スル 陶磁器ノ輸出統	近畿、北陸	八一一名
横濱市中區海岸通一ノ一 ニユー、ヨコハマ、エクスプレス内 東日本陶磁器輸出組合	理事長 小川益吉	昭和八年六月 廿一日設立	全世界ニ對スル 陶磁器ノ輸出統	靜岡以東、北 海道迄	五四名
名古屋市東區種木町三ノ六 名古屋中南米輸出組合	理事長 井元爲三郎 常務理事 伊藤九郎	昭和四年四月 廿三日設立	中南米諸國ニ對 スル陶磁器並各 種雜貨ノ輸出振 興	名古屋市一圓	三八名

(註) 大日本陶磁器輸出組合聯合會所屬組合ハ名古屋、神戸、大阪、東日本ノ四陶磁器輸出組合ナリ

終

